

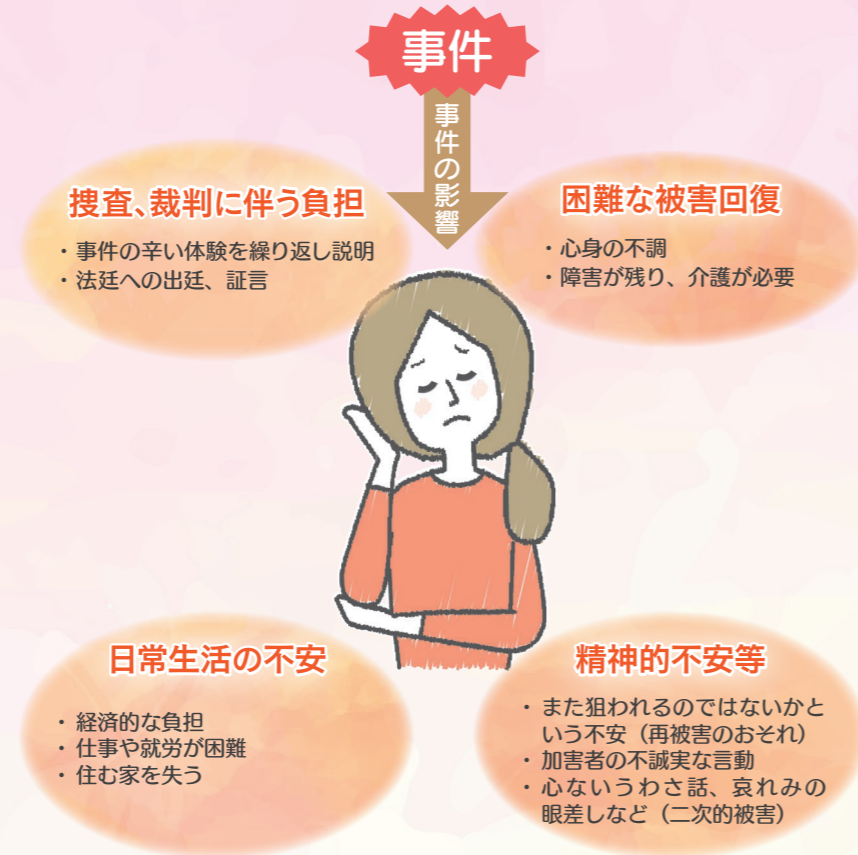
犯罪被害に遭うと…

通り魔や飲酒運転による交通事故などの犯罪は、いつ誰の身に降りかかっていても不思議ではありません。

けれども、私たちの多くは、日常生活の中で、新聞やTVで犯罪のニュースを見聞きすることはあっても、自分や家族・友人などの大切な人たちが犯罪に巻き込まれることを、想像することはまれです。

現実には、犯罪による被害はあとを絶たず、私たちの身近にも、ある日突然起きた理不尽な犯罪により、多くの困難に直面している人たちがいます。

被害者やそのご家族・ご遺族(以下「犯罪被害者等」という。)はどのような問題を抱えているのでしょうか？



二次的被害について

二次的被害とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいいます。(条例第2条第3号)

具体的には…

友人・知人の言動、近隣のうわさや中傷

- 「頑張れ」、「早く忘れなさい」等という、心情に配慮しない言葉掛けや態度
- 哀れみの視線や、遠巻きにする態度
- いわれなき偏見・中傷や興味本位の話しかけ
- インターネット等による無責任なうわさの流布



配慮に欠ける職場環境・偏見による解雇等

- 被害者心情への理解不足や仕事上での配慮不足
- 受診や裁判傍聴等で休むことができない
- 偏見による解雇等

メディアの過剰な取材等

- 心情を考慮しない強引な取材をされる
- 事実と異なる内容がある
- プライバシーを侵害する内容等がある



私たちが二次的被害の『加害者』に…

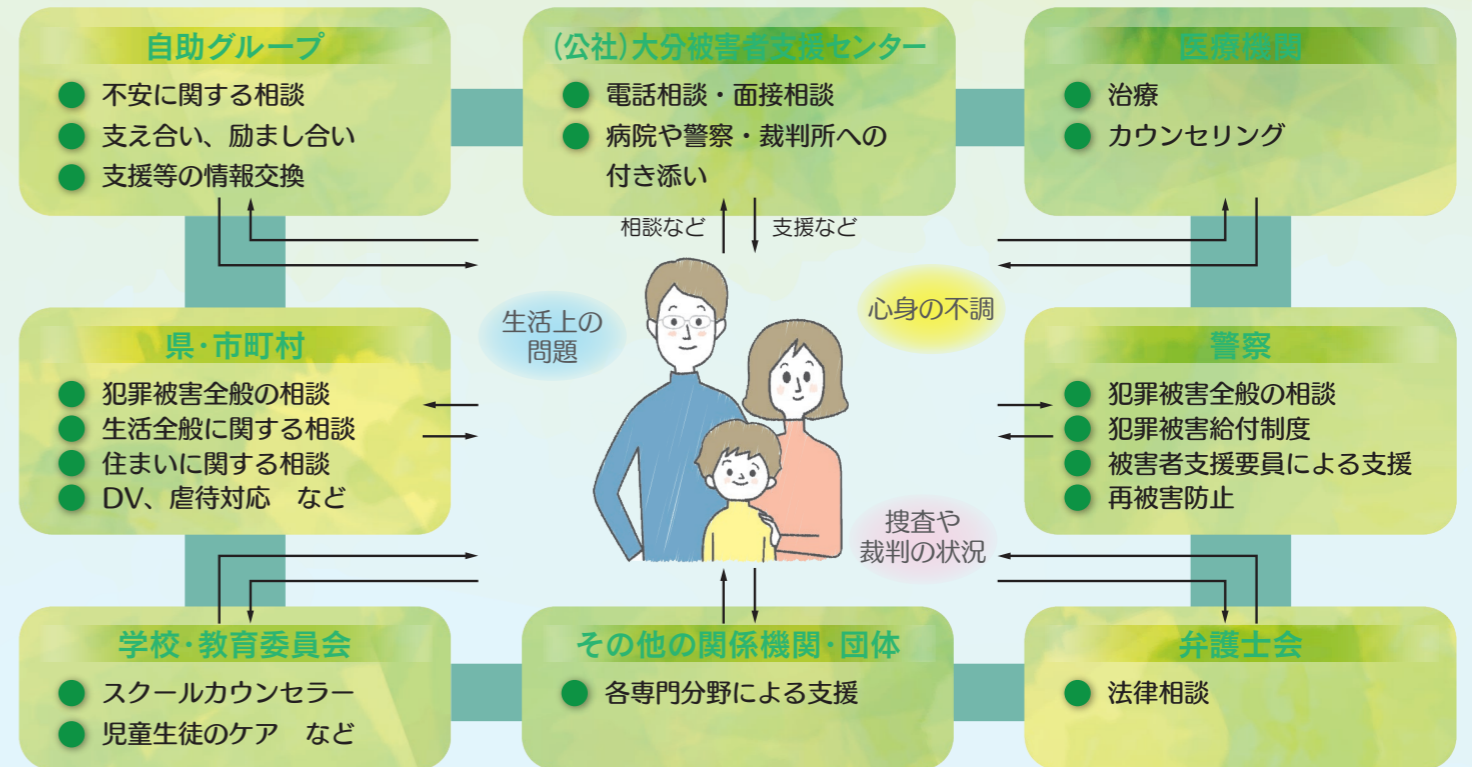
「頑張って」「いつまで沈んでるの」「世の中にはもっとつらい人もいるよ」といった言葉は、励ましているつもりでも逆に負担になることもあります。

また民事裁判で訴えることについても、「お金が目的なの？」と偏見を持つ人もいますので、事件・事故について、いろいろ聞くことも、被害者等を傷つけてしまう可能性があります。傷つけるつもりはなくても、私たちが『加害者』になり得るのです。



犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等の心情に寄り添って、県、警察、市町村、関係機関・団体等が連携しながら、途切れない支援を行うことが重要です。



二次的被害の防止について

県民の責務

県民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める旨の責務があります。(条例第5条)

(県民に期待する行動の例)

- 挨拶するなど、普段どおりに接すること。
- 求められたときに話し相手になること。
- 困っていることがないか声をかけること。
- 家族や近所の人とどのような支援ができるか話し合うこと。
- 買い物や子どもの世話をするなど、できることを手伝えること。

事業者の責務

事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては*、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める旨の責務があります。(条例第6条)

*「事業活動を行うに当たっては」とは、従業員等が犯罪被害者等になった場合及び、事業活動の中で犯罪被害者等に接する場合(報道機関による取材など)の両方を意味する。

(事業者期待する行動の例)

- 従業員を対象とした普及啓発や研修の実施
- 従業員のボランティア活動の促進
- 犯罪被害者等となった従業員の休暇取得への配慮など雇用環境や福利厚生制度の整備
- 犯罪被害者等に配慮した接客や報道に係る取材活動
- 事業活動を通じた県民への普及啓発等県の施策への協力

県が実施する施策

雇用の安定等

犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する二次的被害の防止等に係る啓発その他の必要な施策を講ずることとしています。(条例第19条)

県民の理解の増進

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について県民の理解を深めるため、二次的被害の防止等に係る広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずることとしています。(条例第20条)

人材の育成等

犯罪被害者等の支援が適切に行われるようにするため、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものの職員等に対する二次的被害の防止に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずることとしています。(条例第21条)